

市役所からの お知らせ

税

住宅の省エネ改修による固定資産税額の減額措置

平成26年4月1日以前からある住宅（賃貸住宅を除く）について、令和6年3月31日までの間に、次の要件を満たす省エネ改修工事を行った場合、翌年度の当該家屋の固定資産税額を3分の1減額します。

※改修により長期優良住宅の認定を受けた場合は、3分の2を減額

▼ご注意ください！
バリアフリー改修軽減措置とは併用できませんが、耐震改修軽減措置と重複して適用することはできません。

※過去に当該減額を受けたものは除く

要件 次の工事のうち、補助金等を除く工事が60万円を超えるもの

・窓の断熱改修工事（必須）

・床の断熱改修工事

・天井の断熱改修工事

・壁の断熱改修工事

※なお、断熱改修工事に要した費用が50万円を超える場合、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器または太陽熱利用システムの設置工事に要した費用と合わせて60万円を超えるものであれば対象とします。

※改修工事によりそれぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合することが必要です。

対象範囲 1戸あたりの床面積が50㎡以上120㎡まで。120㎡を超えるものは、120㎡相当分が対象。

必要書類

①省エネ改修住宅固定資産税減額申告書

②現行の省エネ基準に適合した住宅であることを証する増改築等工事証明書（建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関または住宅瑕疵担保責任保険法人が発行

したもの）

③工事内容や工事費用を示す工事明細書及び領収書

④補助金等に関する書類（補助金を受けた方）

⑤長期優良住宅の認定通知書の写し（該当する場合のみ）

申込・問合先 工事了りから3か月以内に、税務課へ郵送または持参

税務課 ☎（275）6109

後期高齢者医療

後期高齢者医療保険の医療費の窓口負担割合が変わります

10月1日から現役並み所得者（3割負担）を除き、住民税課税標準額が28万円以上の方で一定以上の所得の被保険者の方（1人の場合は年金収入とその他の所得金額の合計が200万円以上。同一世帯内に2人以上の場合は合計が320万円以上で加入者全員適用。）は2割負担となります。また、2割負担になる方には、施行後3年間は外来の月々の負担増加額が3000円までとなる配慮措置があります。

■2割負担となる方へ

2割負担となる方で、高額療養費の支給口座が登録されていない方を対象に、9月下旬に大阪府後期高齢者医療広域連合から口座登録をするための申請書を郵送します。

届きましたら、必要事項をご記入

いただき、同封の返信用封筒にて返

送してください。高額療養費の支給

対象となった場合に、ご登録いただ

いた口座へ自動的に払い戻されます。

詳しくは、市または大阪府後期高齢

者医療広域連合ホームページでご確

認ください

問合先 健幸づくり課

☎（275）6392

被保険者証が変わります

10月から有効となる後期高齢者医療の新しい被保険者証（黄色）を、

9月下旬までに送付します。なお、

現在お持ちの被保険者証（水色）の

有効期限は9月末日ですので、それ

以後は破棄していただくか、担当窓

口へ返却して下さい。

問合先 健幸づくり課

☎（275）6392

国民年金

年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要になります。ご案内や事務手続きは、日本年金機構が実施します。

対象 ①老齢基礎年金を受給し、次の要件をすべて満たす方

- ・65歳以上である
- ・世帯全員が非課税となっている
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

②障害基礎年金・遺族基礎年金を受給し、前年の所得が約47.2万円以下の方

問合せ先 日本年金機構「給付金専用ダイヤル」

☎0570(05)4092

国民年金の任意加入制度をご存知ですか？

■任意加入制度

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を65歳から受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない場合や保険料の納付期間が40年間に満たない場合で、厚生年金保険・共済組合に加入していないときは、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に加入して保険料を納めることができる任意加入制度があります。制度の利用には、口座振替の申し込みが必要です。

■特例任意加入制度

65歳以上70歳未満の方で老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない方（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限り）は受給資格期間10年を満たすまでの期間に限り加入することができます。

問合せ先 市民課 ☎(275)6241

令和4年度 下半期 くみ取り日程	住所	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		取石 1丁目・2丁目(6~11・13・15・18・19・23・26~28・30・33・34・38・39・46・47)	1(土) 17(月)	1(火) 15(火)	1(木) 14(水)	12/29(木) 17(火)	1(水) 15(水)
取石 2丁目(31・41・43・45・48)・3丁目		3(月) 18(火)	2(水) 16(水)	2(金) 15(木)	12/30(金) 18(水)	2(木) 16(木)	4(土) 17(金)
取石 4丁目~7丁目		4(火) 19(水)	4(金) 17(木)	3(土) 16(金)	5(木) 19(木)	3(金) 17(金)	6(月) 20(月)
千代田 1丁目~6丁目、綾園 7丁目 東羽衣 4丁目(1~7)		5(水) 20(木)	5(土) 18(金)	5(月) 19(月)	6(金) 20(金)	4(土) 20(月)	7(火) 22(水)
高師浜 1丁目~4丁目、羽衣 1丁目・3丁目 東羽衣 1丁目・2丁目・3丁目(13・14・16)・5丁目(8・20・26)		6(木) 21(金)	7(月) 21(月)	6(火) 20(火)	7(土) 23(月)	6(月) 21(火)	8(水) 23(木)
東羽衣 3丁目(1~12・18)・4丁目(12)・5丁目(1~7・9~19 21~25・27・28)・6丁目・7丁目 加茂 1丁目(5・8~10・12・13・16・17・19)		7(金) 24(月)	8(火) 22(火)	7(水) 21(水)	10(火) 24(火)	7(火) 22(水)	9(木) 24(金)
加茂 1丁目(11・14・15) 綾園 1丁目・2丁目(1)・3丁目・4丁目・6丁目(6・16・18・20・23)		11(火) 25(火)	9(水) 24(木)	8(木) 22(木)	11(水) 25(水)	8(水) 24(金)	10(金) 27(月)
綾園 2丁目(9~23)・6丁目(4・5・12・14・15・19・21)		12(水) 26(水)	10(木) 25(金)	9(金) 23(金)	12(木) 26(木)	9(木) 27(月)	11(土) 28(火)
綾園 2丁目(2~8)・6丁目(1・7~11・13・22) 加茂 2丁目(6・7・23・30)・3丁目(1・6)		13(木) 27(木)	11(金) 28(月)	10(土) 26(月)	13(金) 27(金)	10(金) 28(火)	13(月) 29(水)
取石 2丁目(37) 加茂 2丁目(1・14・17・24・26)・3丁目(8・10)・4丁目(11) 西取石 1丁目(1・2・4・10~15・18)・3丁目(1・5・11・18・19)		14(金) 28(金)	12(土) 29(火)	12(月) 27(火)	14(土) 30(月)	13(月) 31(水)	14(火) 30(木)
取石 2丁目(4・5・12・14・16・17・25) 西取石 1丁目(9・16・17・19・22)・3丁目(9・14・15)		15(土) 31(月)	14(月) 30(水)	13(火) 28(水)	16(月) 31(火)	14(火) 31(木)	15(水) 31(金)

※悪天候の場合は、日程を変更することがあります。

※くみ取り日は、作業がしやすいように通路の確保等にご協力をお願いします。

※世帯人数、便槽に変更があった場合は、ご連絡ください。

問合せ先
環境政策課
☎(275)6266

福祉サービス

問合先の記載のないものは、高齢・障がい福祉課 ☎(25)6294へお問い合わせください。



住宅改造の経費を助成

対象 市内在住で、身体状況により住宅の改造を現に必要とする、次のいずれかに該当する方がいる世帯

- ①介護保険被保険者
- ②身体障がい者手帳（1・2級または下肢・体幹の3級）をお持ちの方
- ③療育手帳（A）をお持ちの方

※介護保険被保険者については、介護保険制度を優先して利用いただきます。また、生計中心者の前年の所得税額により、対象とならない場合があります。

対象経費 現在お住まいの住宅のトイレ及び浴室の改造、玄関・廊下・階段・台所・居室等への手すりの取り付け、段差の解消、滑り止めの設置等に要する経費

※助成金の交付決定に基づき、改造工事をしたものに限る

※一度でも助成を受けたことのある世帯は対象外

緊急通報装置を設置

病気やケガなどの緊急時に、電話回線を通じて、直接、堺市消防局への通報や在宅介護支援センターに健康相談ができる装置を設置します。

対象 市内に在住するおおむね65歳以上のひとり暮らしの方か、65歳以上の方だけの世帯、または重度身体障がい者の方だけの世帯

費用 その世帯の生計中心者の所得税額に応じて負担あり

紙おむつ給付

対象 次の①～③の要件をすべて満たしている方

- ①市内在住で、住民基本台帳に登録されている満65歳以上の方
- ②介護保険の要介護度3～5の方で、常時、紙おむつの使用が必要である在宅の方
- ③本人及び本人と生計を同一とする者の市町村民税が非課税である方

支給額 月額限度6000円分

高齢者見守り訪問

ひとり暮らしをしているおおむね65歳以上の方を訪問し、日常生活についての相談や、見守り活動を行っています。

問合先 社会福祉協議会
☎(265) 1313

訪問理容サービス

対象 在宅で寝たきりの65歳以上の方

助成方法 市が発行する助成券で、理容師の出張料金を年4回まで助成

助成額 1回1500円
※理容料金は別途必要

配食サービス

対象 おおむね65歳以上のひとり暮らしの方、または65歳以上の方のみで、食事の調理や買い物困難な方

配食日 火・木・金曜日の夕食
費用 1食450円

問合先 社会福祉協議会 ☎(261) 9911、または高齢・障がい福祉課

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、在宅の高齢者やその家族の身近な相談窓口として、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーを配置し、介護に関するあらゆる相談に応じています。また、成年後見制度の相談や高齢者虐待等の相談支援も行っています。

問合先 地域包括支援センター
☎(265) 1313

長寿祝品を贈呈

9月1日現在、市内在住で住民基本台帳に登録されている満77歳・88歳の方に長寿祝品をお届けします。
(申請手続き不要)

住宅用火災警報器の購入費用を一部助成

対象 次のいずれかに該当する世帯

①75歳以上の単身世帯、または75歳以上の方だけの世帯

②身体障がい者手帳（1～3級）、療育手帳（A）、精神障がい者保健福祉手帳（1級）のいずれかを所持している方のある世帯

助成額 1世帯2000円

※必ず購入前に申請が必要です

各種

福祉バスの臨時運行について

日程 9月19日・23日のいずれも祝日

対象 取石、羽衣、高石のそれぞれの福祉バス運行ルート

※臨時運行の詳しいルート及びダイヤについては、お問い合わせください。

問合せ先 高齢・障がい福祉課

☎ (275) 6293

大切な自転車を守りましょう

令和3年中の府内での自転車盗難の被害件数は1万7078件で、約半数は無施錠の状態被害にあっています。

大切な自転車を守るために、駐輪する際は必ず鍵をかけましょう。

また、自転車防犯登録は自転車盗難の予防と被害の早期回復に役立ちます。登録は義務ですので、必ず防犯登録を行いましょう。

問合せ先 大阪府自転車商防犯協力会

☎ 06(6629)0750

「プラスチック製容器包装」の分別に関するお願い

■プラマークを確認する

「プラスチック製容器包装」の対象となるものは、商品が入っていた容器や包装で、プラマークがついています。ハンガーやボールペンなどはプラスチック製であっても、容器や包装ではないため、普通（可燃）ゴミで出してください。

■汚れをキレイに落とす

本当にお得？注文確定の前に契約内容をしっかり確認

SNS上に通常約6千円のシャンプーが初回500円で購入できるとの広告があり、クレジットカード決済で注文した。再度購入しようと思い同じ広告を見たところ、注文を確定する画面の上方に、細かい文字で「5回継続購入」の記載が一部分だけ見えているのに気付いた。画面をスクロールしなければ全体が表示されず、前は気が付かなかった。事業者に解約したいと伝えましたが「5回継続購入の条件は明記されている」と言われ断られた。（当事者:60歳代男性）



ネット通販の注文画面では「初回限定」などお得感を強調した表示に比べ、購入条件が小さく表示されていたり、気付きにくい場所に表示されていたりして、分かりづらいことがあります。画面の隅々まで見るなど注意が必要です。注文を確定する前に、定期購入が条件になっていないかを確認し、定期購入が条件の場合、継続期間や支払うことになる総額など契約内容もしっかり確認しましょう。特定商取引法が改正され、事業者は最終確認画面で、注文内容を明確に表示しなければならなくなりました。誤認させる表示により消費者が申し込みをした場合は、契約を取り消せる可能性があります。

消費生活センターだより
Consumer service center newsletter

5回購入が条件!?



©Kurosaki Gen

困ったときは、
消費生活センターへ
☎(267)5501

場所 市役所本館2階
時間 9:00~16:45
休館日 土・日曜日、祝日

※休館日は「消費者ホットライン」
☎188へお問い合わせください

汚れがついていたり、中身が残っているものはリサイクルできません。また、他のきれいなものにも汚れが移ってしまいます。汚れの取れないものは普通（可燃）ごみで出してください。

■危険な異物を混入させないで！

収集された「プラスチック製容器包装」の袋の中に、医療用の針の付いたものが混入していた事例がありました。資源ごみの選別は手作業で行っています。危険な異物は絶対に入れないでください。

■プチプチ（緩衝材）はできるだけ小さく

プチプチやシート状の緩衝材は設備の故障の原因になるため、小さく（50cm四方）して出してください。

問合せ 環境政策課

☎ (275) 6266

その痛み、 保険が使える？ 使えない？

はり・灸・あんま・マッサージ・柔道整復師による施術を受ける場合、健康保険を適用できるケースは限られています。正しく理解し、適切に受診しましょう。

問合せ先

国民健康保険加入者は健幸づくり課 ☎(275)6374
後期高齢者医療保険加入者は健幸づくり課 ☎(275)6392
または府後期高齢者医療広域連合給付課 ☎06(4790)2031

整骨院・接骨院で 柔道整復師の施術

○ 保険が使える場合

外傷性が明らかな骨折・脱臼・打撲及びねんざなど（いわゆる肉離れを含む）

※骨折・脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

施術を受ける際の注意点

- ・肩こり・筋肉疲労などに対する施術は保険の対象ではなく全額自己負担となります。
- ・柔道整復師が患者の方に代わって保険請求を行うことが認められているため、一部負担金を支払うことで施術を受けることができます。施術を受けたときには、「療養費支給申請書」の施術箇所や回数を確認し、署名または押印してください。
- ・保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷（けが）を治療中は、施術を受けても保険の対象になりません。

医師が必要と認めた はり・灸・あんま・マッサージの施術

○ 保険が使える場合

はり・灸

神経痛・リウマチ・頸腕症候群・五十肩・腰痛症・頸椎捻挫後遺症・その他慢性的な疼痛を主症とする疾患

あんま・マッサージ

筋麻痺・関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症例

施術を受ける際の注意点

- ・保険の適用には、あらかじめ医師の発行した同意書または診断書が必要です。
- ・疲労回復や慰安を目的としたもの、疾病予防のためのマッサージなどは保険の対象ではなく全額自己負担になります。
- ・施術者が患者の方に代わって保険請求を行うことが認められているため、一部負担金を支払うことで施術を受けることができます。施術を受けたときには「療養費支給申請書」の施術箇所や回数を確認し、署名または押印してください。
- ・保険医療機関（病院、診療所など）で同じ対象疾患の治療中は、はり・灸の施術を受けても保険の対象にはなりません。

施術を受けたときは、必ず領収証を受け取りましょう。

交通事故等に遭い国民健康保険で治療を受ける場合は届出を

交通事故や傷害事件等、第三者から受けた傷病は損害賠償として加害者が被害者の治療費を負担しますが、窓口に届け出ること、国民健康保険証で治療を受けることができます。事前に健康づくり課で保険証の使用許可をとり、すみやかに第三者行為による傷病届を提出してください。なお、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませると国民健康保険が使えない場合があります。

問合先 健康づくり課

☎(275) 6374

マイナンバーカードの時間外交付と申請サポートについて

交付通知書(はがき)を受け取られた方のうち、開庁時間中に来庁できない方は、次の日程でマイナンバーカード(個人番号カード)を受け取るができます。また同日時点でマイナンバーカードを作成したことがない方を対象に、申請サポートも

実施します。

日時 9月11日(日) 午前9時～正午

場所 市役所(本館1階)

■申請サポートについて

職員が申請書に必要な写真を無料で撮影し、書き方もサポートするので、その場で申請が完了します。

対象 申請者本人で必要書類を持参できる方(15歳未満か成年被後見人の方は法定代理人の同行が必要です。)

持ち物 本人確認書類(運転免許証、保険証等)

■お持ちでない方に

7月下旬から9月上旬にかけて、オンライン申請用のQRコード付きマイナンバーカード交付申請書が順次送付されます。マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限は9月末までとなっています。この機会にぜひ取得してください。

問合先 市民課

☎(275) 6212

人気スポットをバスで巡る 高石工場夜景ツアー

2022年 10/29 土

①午後5時00分～6時45分 ②午後7時30分～9時15分

対象 中学生以上

募集 各回20人
(応募多数の場合抽選)

講師 小林 哲朗 さん

参加費 3,000円

応募方法

9月26日(月)までに、HPの専用応募フォームから、申し込むコース、応募者の氏名・年齢・性別・住所・携帯電話番号・メールアドレス、高石市のイメージや工場夜景についてを入力して応募(HP等で紹介する場合有)

問合先 高石商工会議所 ☎(264) 1888

家庭用燃料電池（エネファーム）設置補助制度について

市内で自らが所有し居住する住宅（店舗等併用住宅及び分譲住宅を含む）に家庭用燃料電池（エネファーム）を購入・設置された方に対し設置費用の一部を補助します。

対象 ①一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録制度により登録されている機器を令和3年4月1日以後に設置完了した方、②平成26年4月1日から令和3年3月31日までに機器を設置完了し、一般社団法人燃料電池普及促進協会の民生用燃料電池導入支援補助金の交付決定を受けている方、③市税の滞納がない方

申請方法 高石市家庭用燃料電池設置補助金交付申請書兼振込依頼書を環境政策課または市ホームページから入手し、必要書類を添えて環境政策課へ持参

補助金額 5万円

※補助金の交付は1世帯あたり1回限りです。

問合先 環境政策課

☎ (275) 6266

はじめての健康ダンス教室

～ダンスで認知症予防、始めませんか？～

皆さんの運動習慣の定着と体を動かすことによる認知症予防をめざして「はじめての健康ダンス教室」を開催します。軽快なリズムにあわせて楽しく体を動かします。ダンス未経験の方でも気軽にご参加いただけます。プログラムは奈良県立医科大学、名古屋学院大学リハビリテーション学部および日本ストリートダンススタジオ協会が共同研究したもので、府の10歳若返りプロジェクトを通じて実施します。楽しくダンスを踊りながら、認知症予防、転倒・ロコモ予防の効果が期待できます。



プログラム はじめての健康ダンス教室（全8回）
ダンスリーダー養成講座（全2回）
ダンスリーダーブラッシュアップ講座（全1回）

場所 ①総合保健センター（1階）、②カモンたかいし（2階）※②は体育館シューズが必要



大阪府
「10歳若返り」
プロジェクト

はじめての健康ダンス教室

日程 ①10月3日・17日・31日、11月7日・14日・21日・28日、12月5日 いずれも月曜日（全8回）
②10月7日・14日・21日・28日、11月4日・11日・18日・25日 いずれも金曜日（全8回）

時間 ①・②共通（午前クラス）午前11時～12時、（午後クラス）午後1時～2時

※①10月3日・11月28日、②10月7日・11月18日は体力測定と認知機能検査のため、下記の時間になります。
（午前クラス）午前10時～12時、（午後クラス）午後1時～3時

ダンスリーダー養成講座

日時 ①12月12日・19日 ②12月9日・16日 いずれも午前10時～11時30分

ダンスリーダーブラッシュアップ講座

日時 ①令和5年2月6日 ②令和5年2月3日 いずれも午前10時～11時30分

対象 市内在住の60歳以上で健康な方

※血圧180/110mmHg、脈拍110回/分以上の方は参加不可。過去に健幸ダンス教室、はじめてのライフダンス、ダンスリーダー養成講座などを受講された方も参加可能！

定員 ①各15人 ②各30人（先着順）

参加費 無料

申込・問合先 高石健幸リビング・ラボ ☎(242)3927

戦没者追悼式

戦没者を追悼し、恒久平和を祈念するため、戦没者追悼式を次のとおり実施します。今回の開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症感染拡大の防止策として、参加人数の制限、式典全体の時間短縮等により実施します。また、受付の際には参加票をご提出いただくとともに、検温、マスク着用、消毒などの協力をお願いいたします。

日時 10月3日(月) 午後2時から
(受付：1時30分)

場所 アプラたかいし(大ホール)

問合先 社会福祉課

☎ (275) 62803

みんないっしょに生きる社会を

まっぼっくり

全国水平社創立100年

1922年	全国水平社創立
1942年	全国水平社が法的に消滅
1961年	住井すゑの小説「橋のない川」が刊行開始
1969年	同和対策事業特別措置法が施行
1998年	水平社博物館開館
2016年	部落差別解消推進法施行
2022年	水平社宣言 100年

被差別部落出身の人たちが、差別からの解放と人間としての自由、平等の権利を自らの手で取り戻そうと創立した「全国水平社」の創立大会から、今年3月3日で100年を迎えました。創立大会では「人間を尊敬し、大切にしよう」という願いを込めて「水平社宣言」が読み上げられ、会場となった京都市の岡崎公会堂は拍手と歓声に包まれたといわれています。

明治政府は1871年に「エタ」を廃止し、身分などを庶民同様とする「解放令」を出しましたが、差別は根強く残っていました。

1922年に出された水平社宣言は世界に拡がり、北海道の先住民アイヌや、朝鮮で王朝時代から差別を受けた人々、アメリカの黒人差別にも影響を与えました。

しかし、1942年、政府の結社統制により、全国水平社は法的に消滅し、戦後に部落解放全国委員会が引き継ぎました。

今年3月3日、奈良県御所市にある水平社博物館が改装オープンしました。川向かいには水平社宣言を起草した西光万吉(さいこうまんきち)の生家があります。

水平社博物館では多くの資料があり、漫画の「ワンピース」や「鬼滅の刃」の中にある人権差別も展示されています。

かつて京都市内の被差別部落では「竹田の子守唄」が歌われてきました。

『守もいやがる盆からさきには雪もちらつくし子も泣くし盆が来たとて何うれしかるかたびらはなし帯はなしこの子よう泣く守をばいじる守も一日やせるやらはよも行きたやこの在所こえて向こうに見えるは親の家』

作者不詳で、明治から昭和の初めの頃には、貧しさから学校に通えず、口減らしで子守奉公に出された少女たちが口ずさんでいたとされています。家族と離れ、住み込みで子守をさせられた子もいたといわれています。

日本初とされる人権宣言の意義を改めて考える機会にはいかがでしょうか。

☎ (275) 6279
人権推進課